平成２９年（フ）第４号
青森県十和田市東二十三番町31―23　サンシティ１―Ｃ号、住民票上の住所青森県十和田市東六番町１番31号
破産者　田中　咲子
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２９年（フ）第５号
青森県十和田市西二十一番町39番47号、旧住所青森県十和田市大字三本木字千歳森421番地11
破産者　沢目　富雄
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２９年（フ）第６号
横浜市旭区左近山16番地１　左近山団地１街区29棟305号
破産者　小川　友作
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９号
神奈川県藤沢市長後746番地の13　203号
破産者　矢澤　　照
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３２９号
石川県野々市市本町１丁目８番１号　東明ハウス７号
破産者　丹羽　久次
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５７号
金沢市辰巳町イ６番地10
破産者　出口　　勉
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７５号
岐阜市小西郷575番地５
破産者　坂本　祥一
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１３３号
静岡県田方郡函南町平井588番地の２　メープルハイツ103、開始決定時の住所静岡県田方郡函南町間宮615番地の１　エルディム柿島105
破産者　髙木　　勉
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第６７号
静岡県田方郡函南町間宮788番地の１　ロッソフォンターナ201
破産者　有馬さゆり
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１２９号
京都市伏見区桃山町大島38番地２　桃山南団地28棟404号
破産者　岡本　　忍
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３号
福岡県宮若市稲光1229番地
破産者　新野　政弘（旧姓白石）
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２７年（フ）第９５号
福岡県みやま市高田町江浦町165番地４　コーポカネコ１号室
破産者　大坪　　親
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第３７号
大分市大字田尻1001番地の19
破産者　日野　　享
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第７４号
宮崎県小林市東方4996番地１
破産者　戸髙　浩市
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第７号
宮崎県西諸県郡高原町大字西麓4678番地　鹿児山団地61棟１－２号
破産者　内村友希子
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第１１号
宮崎県都城市都元町2669番地４　さくらの郷３号棟
破産者　伊東　賢三
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第１６号
宮崎県都城市高城町桜木2135番地１
破産者　主税　隆志
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続終結

平成２８年（フ）第２５０９号
鹿児島県鹿児島市松原町１－２―501、開始決定時の住所沖縄県浦添市城間４丁目24―17―１
破産者　下山　宏二
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部